

京都大学大学院工学研究科・工学部（吉田）図書室規程

（平成16年4月1日制定）

（図書室）

第1条 京都大学大学院工学研究科・工学部に、教育・研究支援のため、次に掲げる図書室を置く。

- (1) 地球工学科図書室
- (2) 建築系図書室
- (3) 物理系図書室
- (4) 電気系図書室
- (5) 工業化学科図書室

第2条 図書室に、図書その他の資料（以下「図書室資料」という。）を置き、一般の利用に供する。

（目録）

第3条 図書室に、図書室資料の目録を置き、利用者の閲覧に供する。

（利用時間）

第4条 開室時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 図書委員長が特に必要と認めたときは、前項に定める開室時間を変更することができる。

（休室日）

第5条 図書室の休室日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日（6月18日）
- (4) 京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第13条第4号に定める夏季一斉休業日
- (5) 桂地区（工学研究科）事務部の一斉休業日
- (6) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項に定めるもののほか、図書委員長が特に必要と認めたときは、臨時に休室することができる。

（閲覧）

第6条 図書室資料の閲覧を希望する者は、閲覧室において閲覧することができる。

2 書庫内の図書室資料の閲覧を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

3 貴重資料の閲覧を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、貴重資料は、所定の場所で閲覧しなければならない。

（複写）

第7条 図書室資料の複写を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

（利用の制限）

第8条 図書委員長は、次の各号の一に該当する場合は、図書室資料のうち、それぞれ当該各号に掲げるものの閲覧及び複写を制限することができる。

- (1) 図書室資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法

律第140号。)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合 当該図書室資料(当該情報が記録されている部分に限る。)

(2) 図書室資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合 当該図書室資料(当該期間が経過するまでの間に限る。)

(3) 原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損を生じるおそれがある場合  
当該原本

(貸出)

第9条 図書室資料を貸出できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の教職員及び学生等

(2) その他図書委員長が特に認めた者

2 図書室資料の貸出を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

3 貸出を希望する者に、身分証明証の提示を求めることがある。

第10条 次に掲げる図書室資料の貸出は行わない。

(1) 貴重資料

(2) 参考資料

(3) その他図書委員長が特に指定したもの

(入庫検索)

第11条 利用者のうち、図書委員長が特に認めた者は、所定の手続を経て書庫内の図書室資料を検索することができる。

(紛失、汚損等の届出)

第12条 利用者は、図書室資料を紛失し、若しくは汚損し、又は機器その他の設備を破損したときは、速やかに図書委員長に届けなければならない。

2 図書委員長は、図書室資料を紛失し、若しくは汚損し、又は機器その他の設備を破損した者に、弁償を求めることができる。

(利用停止)

第13条 図書委員長は、この規程に違反した利用者に対して、図書室の利用を停止することがある。

(規程の備付)

第14条 この規程は、利用者のため常時図書室内に備え付けるものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第15条 図書室は、図書室資料に個人情報(京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

(2) 図書室資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセスをいう。)を防止するために必要な措置

(3) 図書室の職員に対する教育・研修の実施

(4) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、図書委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年1月10日から施行し、平成25年1月7日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。